

都道府県への意見照会に対する回答

目 次

1. 長崎県	2
2. 鹿児島	3

4道建第71号
令和4年12月27日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長 前川 秀和 様

長崎県知事 大石 賢吾



西日本高速道路株式会社事業評価監視委員会に諮る
対応方針（原案）の作成に係る意見照会について（回答）

令和4年12月27日付け建計第27号で意見照会のありましたこのことについて、
下記のとおり回答します。

記

一般国道497号西九州自動車道（佐々佐世保道路・佐世保道路）（佐々～佐世保大塔）
における西日本高速道路株式会社としての対応方針（原案）に同意いたします。

西九州自動車道は、九州西北地域の骨格を形成し「九州リングネットワーク」の一翼
を担う道路として、地域経済の発展や活性化はもとより、災害発生時の緊急輸送道路と
しても重要な役割を果たしております。

このうち、佐々ICから佐世保大塔IC間においては、平成10年の部分開通以降、交通
容量を大きく上回る交通量に対応できず、慢性的な交通渋滞が発生しており、また、事
故による通行止めの際には周辺道路に大きな影響が発生するなど、社会経済活動や県民
生活に支障を来しております。

このため、当該道路の4車線化により定時性・信頼性・安全性が向上することで、救
急医療活動への支援や物流の効率化による地域活性化に貢献するとともに、災害に強い
道路ネットワークが構築されるなど、大きな効果が得られるものと期待しております。

このような状況であることから、対応方針（原案）のとおり事業を継続し、早期完成
に向けて取り組んでいただきますようお願いいたします。

令和 4 年 12 月 22 日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長 前川 秀和 殿

鹿児島県知事 塩田 康一



西日本高速道路株式会社事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）
の作成に係る意見照会について（回答）

令和 4 年 12 月 15 日付け建計第 23 号で照会のありましたことについて、下記
のとおり回答します。

記

「対応方針（原案）」（案）の事業継続については、異存ありません。

隼人道路は、九州縦貫自動車道鹿児島線及び東九州自動車道と接続する高規格幹線道路であり、鹿児島県内の主要都市間の連携強化・一体化を促し、地域経済の発展、活性化に寄与する道路です。隼人道路の 4 車線化については、定時性・信頼性、安全性の向上が図られ、地域の活性化や安全・安心の確保に大きく寄与するものと期待しています。

令和 6 年度の供用が示されているところであり、今後とも、事業が着実に実施され、早期完成が図られるようお願いいたします。

連絡先
鹿児島県
土木部高速道対策室
TEL:099-286-3553